

2025年12月9日

『公務員試験 最初でつまずかない民法Ⅰ [改訂版]』 訂正表・追録
(初版第1刷用)

【訂正】

●89ページ 側注「善意・無過失」4-7行目(初版第2刷で訂正予定)

誤 …無過失とは、注意すれば勘違いがわかったのに、不注意でそれがわからなかった場合です。…

正 …無過失とは、一般人に求められる注意をきちんと尽くしていた場合です。…

●100ページ ②代理人は行為能力者である必要はない 17-23行目を下記に差し替える

(初版第2刷で訂正予定)

ただ、たとえば、保佐開始の審判を受けた親Aに子Bがいて、Bが後見開始の審判を受け、その成年後見人に被保佐人である親Aが就任したとしましょう。この場合、自身も制限行為能力者である被保佐人(A)は、必ずしも子Bのために適切な判断ができるとは限りませんよね。そこで、このような場合には、例外的に制限行為能力者(A)の行為を理由とする取消しが認められています(同条ただし書き)。

【追録】

令和8年4月1日以降、民法改正により下記が修正となります。すべて初版第2刷で修正予定です。

●269ページ 26-29行目を下記に差し替える

…(従業員への未払い賃金など), ③子の監護費用, ④葬式費用, ⑤日用品の供給費用(例: 近所の食料品店が、生活困窮者に安心して食材等を供給できる一代金を回収できるようにして、その生活を守るなど)という5つのものがあります。

●269ページ 側注「先取特権のポイント」3-4行目

改正前: ①一般的な先取特権…四つの種類

改正後: ①一般的な先取特権…五つの種類

●269 ページ 側注「今日こそ日曜！」 1-5 行目

改正前：①共益費用、②雇用費用、③葬式費用、④日用品供給費用の頭文字をもじって
「今日こそ日曜」と覚えておきましょう。

改正後：削除

以上
株式会社 実務教育出版